

○国立大学法人帯広畜産大学ロゴマーク取扱規程

(平成 29 年 3 月 9 日規程第 23 号)

(目的)

第 1 条 この規程は、国立大学法人帯広畜産大学（以下「本学」という。）のロゴマークに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規程における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 役職員 役員並びに国立大学法人帯広畜産大学職員就業規則（平成 16 年規則第 3 号）に定める職員、国立大学法人帯広畜産大学特任教員就業規則（平成 25 年規則第 3 号）に定める特任教員及び国立大学法人帯広畜産大学非常勤職員就業規則（平成 16 年規則第 4 号）に定める非常勤職員をいう。
- (2) 学生 本学畜産学部、大学院畜産学研究科及び別科に在籍する者並びに国立大学法人岐阜大学大学院連合獣医学研究科又は国立大学法人岩手大学大学院連合農学研究科所属の者で本学に配属された者をいう。
- (3) 学生団体 学長の承認を得た学生団体をいう。

(ロゴマーク)

第 3 条 本学のロゴマークは、シンボルマークとロゴタイプを組み合わせたものとする。

(シンボルマーク)

第 4 条 本学のシンボルマークは、別図 1 のとおりとする。

(ロゴタイプ)

第 5 条 本学のロゴタイプは、別図 2 のとおりとする。

(使用範囲)

第 6 条 ロゴマークを使用できる媒体は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) ホームページ、印刷物、役職員が作成する各種資料その他これらに類するもの
- (2) その他学長が適当と認めたもの

(使用資格者)

第 7 条 本学のロゴマークを使用できる者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 本学
- (2) 役職員
- (3) 学生
- (4) 学生団体
- (5) その他学長がロゴマークの使用を許可した者

(使用の原則)

第 8 条 ロゴマークの使用に際しては、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 本学の名誉、品位又は社会的信頼を損なわないように配慮しなければならない。

(2) 別に定めるロゴマーク使用ガイドライン（次号において「ガイドライン」という。）を遵守しなければならない。

(3) この規程及びガイドラインに定めるものを除き、ロゴマークの形状及び色彩は、改変してはならない。

（使用許可の手続）

第9条 役職員、学生又は学生団体が第6条第1号に掲げる範囲以外でロゴマークを使用するときは、事前に使用許可願（別紙様式第1号）を基金・広報戦略室に提出し、学長の許可を得なければならない。

2 学長は、前項による使用許可願があったときは、その可否を決定し、使用許可通知書（別紙様式第2号）又は使用不許可通知書（別紙様式第3号）のいずれかにより通知するものとする。

3 第7条第5号に掲げる者がロゴマークを使用する場合は、国立大学法人帯広畜産大学における登録商標の管理及び使用に関する細則（平成27年細則第16号）に基づき使用申請を行うものとする。

（使用許可の取消し等の措置）

第10条 学長は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、ロゴマークの使用許可を取消し又は使用を停止させることができる。

(1) 本学の名誉が傷つけられ、又は傷つけられるおそれがあるとき。

(2) その他ロゴマークの使用が不適当と認められるとき。

2 本学は、前項の規定により使用許可を取消し又は使用を停止させたことにより損害又は損失が生じることがあっても、その責任を負わない。

（事務）

第11条 ロゴマークの取扱いに関する事務は、基金・広報戦略室において処理する。

（その他）

第12条 この規程に定めるものほか、ロゴマークに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成29年3月9日から施行する。

シンボルマーク

かしわの葉の濃い緑は、プロセスカラー3色を使用し、C（シアン）=100%，K（クロ）=50%及びY（イエロー）=100%を割合とする色とし、うすい緑もプロセスカラー3色を使用し、C（シアン）=70%，M（マゼンダ）=10%及びY（イエロー）=100%を割合とする色とする。



別図2(第5条関係)

ロゴタイプ
(和文)

帯広畜産大学

帯広畜産大学

(英文2行)

Obihiro University of Agriculture and Veterinary Medicine

(英文1行)

Obihiro University of Agriculture and Veterinary Medicine